［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［４　略］

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

［(1)～(3)　略］

(4)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。）

(5)　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

７　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項又は第４項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第１号ロに掲げる法人に限る。）にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

［４　同左］

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉔」と読み替えて計算した金額を記載すること。

６　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号又は令和２年所得税法等改正法第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に掲げる法人の法人税法第57条第11項各号又は令和２年旧法人税法第57条第11項各号若しくは第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

［(1)～(3)　同左］

(4)　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号又は令和２年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の２第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の２第１項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の３又は令和２年旧法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。(5)において同じ。）

(5)　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号又は令和２年旧措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす租税特別措置法第68条の３の３第１項又は令和２年旧措置法第68条の３の３第１項に規定する特定投資信託に係る受託法人

７　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第２項若しくは第４項又は読替え後の令和２年旧法人税法第57条第２項若しくは第４項若しくは第58条第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(2)に該当する場合を除く。）には、第６号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。